

5.地域生活支援

(1)相談支援

障がい者等の福祉に関する様々な問題について、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。また、虐待の防止や早期発見について関係機関との連絡調整その他障がい者等の権利擁護のための必要な相談支援を行います。

相談支援事業	<p>障がい者等の福祉に関する様々な問題について、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。</p> <p>伊丹市では、総合的な相談と障害種別に分けて複数拠点として行います。場所と連絡先は6ページに掲載していますので、ご参照ください。</p>
---------------	--

日常生活自立支援事業 (福祉サービス利用援助事業)	<p>認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者など、判断能力に不安がある人が安心して日常生活を送れるよう生活支援員を派遣し、日常生活での金銭管理などを支援する事業です。</p> <p>問合せ先 * 伊丹市社会福祉協議会 Tel 787-6004 Fax 787-6911</p> <p>* 兵庫高齢者・障害者権利擁護センター</p> <p>Tel 078-230-9290 Fax 078-242-7947</p> <p>神戸市中央区坂口通2-1-1 県福祉センター内</p>
--------------------------------------	--

苦情相談	<p>居宅支援サービスや施設訓練サービスの利用者であって、そのサービスの内容に苦情や不満がある場合、次の相談窓口があります。</p> <p>①苦情担当者</p> <p>サービス提供事業者には、利用者からの苦情を受け付ける担当者が設置されています。担当者は、サービス利用契約書もしくは運営規定に明記されています。</p> <p>②障害福祉課・こども福祉課</p> <p>障害福祉課やこども福祉課においても苦情の相談を受け付けます。</p> <p>③兵庫県福祉サービス運営適正化委員会</p> <p>問合せ先 兵庫県社会福祉協議会</p> <p>兵庫県福祉サービス運営適正化委員会</p> <p>神戸市中央区坂口通2-1-1 県福祉センター内</p> <p>Tel 078-242-6868 Fax 078-271-1709</p> <p>(相談時間:10:00~16:00)</p>
-------------	--

(2)成年後見制度利用支援事業

●伊丹市成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用対象者で、生活困窮者については、伊丹市より「申立てに必要な費用」「成年後見人等の報酬」の助成があります。

問合せ先 伊丹市役所 障害福祉課 Tel 784-8032 Fax 784-8036

●法人後見事業

適切な後見人等が得られない人に、伊丹市社会福祉事業団が法人として法定後見の後見人候補者や任意後見人となる事業です。

問合わせ先 伊丹市社会福祉事業団 Tel 775-3010 Fax 775-2810
伊丹アドボカシーネットワーク Tel 779-3060 Fax 783-2774

○成年後見制度について

判断能力が低下した認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者などが、安心した日常生活を送れるよう、適切な援助者を選び、本人の支援を行います。

●法定後見制度

家庭裁判所に支援する人を選任してもらえます。

ご本人の判断能力の程度により、次の3つの区分により支援されます。

①後見:判断能力がまったくない ②保佐:判断能力が著しく不十分 ③補助:判断能力が不十分

●任意後見制度

将来に備えて、あらかじめ任意後見人を選んで、財産の管理や生活の仕方(ライフプラン)を決めて、契約(任意後見契約)しておくことです。

<問合わせ先>

成年後見センター・リーガルサポート兵庫支部 Tel 078-341-8699

(相談専用 平日13:00~16:00のみ)

伊丹市福祉権利擁護センター(事務局 伊丹市社会福祉協議会)

Tel 744-5130 Fax 787-6911

成年後見制度利用の手続案内、申立

神戸家庭裁判所伊丹支部

Tel 779-3074

(3)移動支援(ガイドヘルプ)事業

<移動支援(ガイドヘルプ)とは>

社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出が円滑にできるよう、移動支援を実施します。具体的には以下のとおりです。

●社会生活上必要不可欠な外出

(官公庁や金融機関への外出、公的行事の参加、本人同伴による生活必需品等の買い物、冠婚葬祭など)

●余暇活動等社会参加のための外出

(外食、レジャー、レクリエーション、映画鑑賞、観劇など)

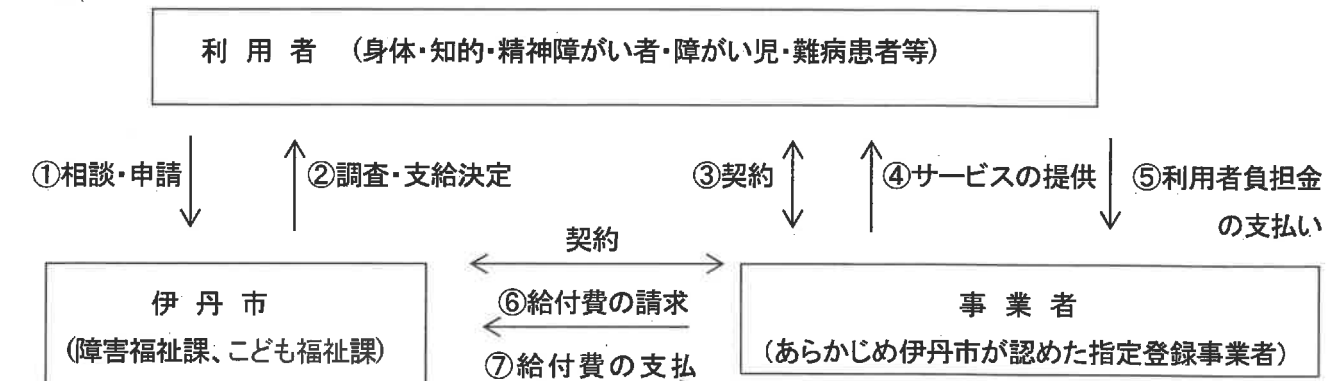
●地域移行・地域定着支援のための宿泊訓練

(身体障がい者の一人暮らし体験練習時のヘルパー支援)

<対象者>

障がい者(児)・難病患者等であって、外出に移動の支援が必要と認められる人。(行動援護・同行援護・重度訪問介護・重度障害者等包括支援の受給者は除きます。難病患者等の対象疾患は15～18ページをご参照下さい。) 具体的な条件は別のガイドラインで定めています。

<移動支援(ガイドヘルプ)利用の流れ>



- ① 利用の申し込みは、障害福祉課・こども福祉課の窓口で行います。
- ② 障害福祉課・こども福祉課から訪問等により利用要件の聞き取り調査を行い、その結果に基づく支給決定(利用者証の交付)を行います。
- ③ 利用者証を受け取ったら、選んだ事業者と契約を締結(利用者負担が生じるため)します。
(事業者からサービス内容についての説明を受けてから契約します。)
- ④ 具体的なサービスの提供を受けます。(支給量の管理は契約した事業者とともに各自で行ってください。)
- ⑤ サービスを利用したら、月単位ごとに利用者負担金を事業者に支払います。
- ⑥ 事業者は伊丹市が定める基準額から利用者負担額を控除した額を伊丹市に請求します。
- ⑦ 伊丹市は当該請求に基づき、事業者に給付費を支払います。

<利用者負担>

○事業の定率負担は所得に応じて次の4区分の月額負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担はありません。

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税で、サービスを利用するご本人の収入が80万円以下の方	0円
低所得2	市町村民税非課税	0円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

○一回あたりの利用時間によって、利用者負担が異なります。(30分単位で負担額が異なります。)

(4)コミュニケーション支援

<コミュニケーション支援とは>

手話通訳者・要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業など、意思疎通を図ることに支障がある障がい者(児)等とその他の者の意思疎通を仲介することです。

<対象者>

聴覚・言語機能・音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある聴覚障がい者(児)等

＜事業内容＞

事業名	事業内容など
手話通訳者の設置	<p>内容：コミュニケーションが円滑に行われるよう、障害福祉課及びアイ愛センター（市立障害者福祉センター）に手話通訳者を設置しています。</p> <p>窓口：障害福祉課 Tel 784-8032 Fax 777-0294 メールアドレス(PC)：shuwa@city.itami.lg.jp アイ愛センター（市立障害者福祉センター） Tel 772-0221 Fax 780-2897 メールアドレス(携帯)：shuwa-aiai-f780-2897@k.vodafone.ne.jp</p>
手話通訳者の派遣	<p>内容：聴覚障がい者・音声又は言語機能障がい者（児）等の家庭生活並びに社会生活における意思疎通を円滑にする上で、支障がある場合に手話通訳者を派遣します。</p> <p>窓口：アイ愛センター（市立障害者福祉センター） Tel 772-0221 Fax 780-2897 メールアドレス(携帯)：shuwa-aiai-f780-2897@k.vodafone.ne.jp 利用料：無料</p>
要約筆記者派遣事業	<p>内容：中途失聴者、難聴者等が家庭生活並びに社会生活における意思疎通を円滑にする上で支障がある場合に要約筆記者を派遣します。</p> <p>窓口：アイ愛センター（市立障害者福祉センター） Tel 772-0221 Fax 780-2897 メールアドレス(携帯)：shuwa-aiai-f780-2897@k.vodafone.ne.jp 利用料：無料</p>

(5)地域活動支援センター

＜地域活動支援センターとは＞

障がいのある方に、地域での実情に応じた創作的活動や生産活動の機能提供をし、社会との交流等の促進を図る施設です。なお、これまでの小規模作業所は主として地域活動支援センターⅢ型に移行しています。

(6)訪問入浴サービス

＜事業内容＞

家庭で入浴することが困難な重度身体障がい者（児）等に対し、家庭に移動入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。

＜対象者＞

重度身体障がい者（児）等（四肢麻痺、体幹機能障害・脳性小児麻痺・四肢自動運動機能全廃者、難病患者）

＜利用者負担＞

1回 1,000円（ただし、市民税非課税世帯は0円）

＜申請窓口＞

障害福祉課（18歳未満の人はこども福祉課）

(7)日中一時支援

<日中一時支援とは>

障がい者等を日中において介護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な場合に、障害者支援施設・障害福祉サービス事業所等において、活動の場を提供し、見守り、日常生活の世話をします。

<対象者>

市内に居住する障がい児(者)であって、短期入所の支給決定を受けた人。もしくは共同生活援助の支給決定を受けている人のうち市内の共同生活住居においてサービスを受けている人。

<利用者負担>

障害の程度と利用時間等により異なります。

<申請窓口>

障害福祉課(18歳未満の人はこども福祉課)

(8)社会参加の促進

スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより、障がい者の社会参加を促進します。

①スポーツ・レクリエーション教室開催等

障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ、レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会を開催します。

アイ愛センターでは、カルチャー教室や各種イベントを開いています。

②点字・声の広報等発行事業

重度の視覚障がい者に行政情報を提供するため、ボランティアグループ「声」により「広報伊丹」ひろい読みカセットテープ等を配布します。

希望者は広報課(Tel 784-8010)に申し込みをしてください。

(9)訪問型歩行・生活訓練事業

<事業内容>

視覚障がいのある人が日常生活圏(家庭や通勤・通学先、買い物等の近隣地域)において安全に単独歩行ができるよう、歩行訓練士とともに白杖の使い方等の訓練を行い、交差点横断、階段昇降、空間歩行、交通機関の利用等、歩行技術の修得を目指す歩行訓練と、日常生活における身辺処理や、調理、掃除等の家事動作訓練及び、点字、パソコン、録音機材の利用方法を身につける生活訓練があります。随時、利用希望を受け付けます。

一人あたり一度の申請につき10回まで、1回あたり3時間まで。訓練の開始時期・回数・時間については訓練士と調整のうえ決定します。

<対象者>

市内在住の視覚障がいのある人。

<利用者負担>

無料。訓練中の本人と訓練士の交通費等は本人負担です。

※2度目の申請以降(次年度以降も含む)、訓練を利用する者については、1回あたり1,600円。ただし生活保護を受けている人、本人と配偶者が市民税非課税の人は無料です。ただし、本人が18歳未満の場合は、保護者と同一の世帯に属する世帯全員が市民税非課税の場合に限ります。

<申請窓口>

障害福祉課(18歳未満の人はこども福祉課)

(10)伊丹市更生訓練費支給事業

<事業内容>

障害福祉サービス事業を行う施設において自立訓練又は就労移行支援を受けている人に対し、訓練に必要な物品等の購入費用を支給します。

<対象者>

自立訓練または就労移行支援を受けている身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病患者等であって、障害福祉サービスに係る利用者負担額の生じない人(市町村民税非課税世帯・生活保護世帯)。

<支給額>

ひと月あたり:自立訓練2,100円(15日以上)、1,050円(15日未満)

就労移行支援3,150円(15日以上)、1,600円(15日未満)

* 就労移行支援14,800円(15日以上)、7,400円(15日未満)

* あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許、きゅう師免許を取得できる認定指定就労移行支援事業所

<申請窓口>

障害福祉課

(11)位置情報通知サービス「まちなかミマモルメ」費用助成

<事業内容>

「まちなかミマモルメ」ビーコン発信器を利用される人について初期登録料及び月額使用料を助成します。

* まちなかミマモルメは小型のビーコンタグを身につけた人が、市内各所に設置された受信器付近を通過すると、保護者等へ位置情報を通知するサービスです。

<対象者>

伊丹市在住の(ア)か(イ)のどちらかに該当する人で、相談支援事業所に「行方不明になるおそれがある」との意見書を作成してもらった人。

(ア)身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持っている

(イ)児童発達通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービスなど)の給付決定を受け、通所受給者証を持っている

<申請窓口>

障害福祉課(18歳未満の人はこども福祉課)